

アセスメントサービス利用約款 変更点一覧

2022年2月1日改定

対象約款	条項	変更前	変更後	変更のポイント
アセスメントサービス利用基本約款	第3条3項	本約款および個別約款（以下あわせて「本約款等」という）は、個別サービスの利用の有無、ならびに個別契約の有無にかかわらず、甲および乙に適用される。	甲は、個別サービスの利用の有無にかかわらず、本約款および個別約款（以下あわせて「本約款等」という）すべてに同意するものとする。	分かりやすい表現に修正
	第5条2項	変更後の本約款等（以下「新約款」という）は、乙が別途定める場合を除き、乙が新約款を乙のホームページ上に表示したとき、または乙が甲に新約款を発送したときのいずれか早いときより1ヶ月の周知期間を経過することをもってその効力を生じる。ただし、当該周知期間中に前条に定める契約が成立した場合、当該契約成立時から1ヶ月を経過することをもってその効力を生じる。	変更後の本約款等（以下「新約款」という）は、乙が別途定める場合を除き、乙が新約款を乙のホームページ上に表示したとき、または乙が甲に新約款を発送したときのいずれか早いときより1ヶ月の周知期間を経過することをもってその効力を生じる。当該周知期間中に前条に定める契約が成立した場合も同様とする。	周知期間中に契約が成立した場合の約款の適用について修正
	第10条10項	甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。 (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること	(削除)	甲乙双方の確約となるよう修正のうえ新第22条に移動したため、削除
	第10条11項	甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。 (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相	(削除)	同上

		<p>手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為</p> <p>(5)その他前各号に準ずる行為</p>		
第 14 条 (新第 14 条 1 項、2 項)	<p>甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本サービスの提供ないし利用に関して知り得た相手方に関する情報を、第 1 2 条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、以下の各号の情報を除く。</p> <p>(1)相手方から知り得た時点で、公知である情報</p> <p>(2)相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報</p> <p>(3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報</p> <p>(4)相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報</p> <p>(5)法令の定め、または裁判所、政府機関等の命令により、その開示が義務づけられた情報</p>	<p>1.甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本サービスの提供または利用に関して知り得た相手方に関する情報を、第 1 2 条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、以下の各号の情報を除く。</p> <p>(1)相手方から知り得た時点で、公知である情報</p> <p>(2)相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報</p> <p>(3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報</p> <p>(4)相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報</p> <p>2.甲および乙は、法令の定めまたは裁判所、政府機関の命令等により機密情報の開示を義務づけられた場合、前項の定めにかかわらず、対象となる機密情報を開示できる。</p>	<p>・表現の修正</p> <p>・第 14 条 5 号を削除し、新 14 条 2 項を設けることで、法令等に基づく機密情報の開示についてより正確に記載</p>	
第 15 条	<p>乙は、本サービスの提供に際して甲より個人情報の取扱いの委託を受ける場合、乙は、当該個人情報を機密として保持し、第 1 2 条に定める場合を除き、甲の事前の承諾なく、第三者に開示、漏洩し、また本サービスの提供以外の目的で利用してはならない。また、乙は、当該個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に必要な合理的安全管理措置を講じなければならない。なお、当該個人情報が前条各号に該当する場合も、乙は、当該個人情報を機密として保持しなければならない。</p>	<p>乙が本サービスの提供に際して甲より個人情報の取扱いの委託を受ける場合、乙は、当該個人情報を機密として保持し、第 1 2 条に定める場合を除き、甲の事前の承諾なく、第三者に開示、漏洩し、また本サービスの提供以外の目的で利用してはならない。また、乙は、当該個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に必要な合理的安全管理措置を講じなければならない。なお、当該個人情報が前条第 1 項各号に該当する場合も、乙は、当該個人情報を機密として保持しなければならない。</p>	<p>・適切な表現に修正</p> <p>・前条 2 項の追加に伴い、参照項番号を修正</p>	
第 16 条	<p>甲は、乙が、本ツールの採点後のデータ（以下「採点データ」という）をもとに、<u>個人情報を集計し、または甲および受検者等が識別、特定できないように加工したデータや統計情報を作成し、研究・分析およびその公表、新規サービスの開発等を目的として利用することを予め承諾する。</u></p>	<p>乙は、本ツールの採点後のデータ（以下「採点データ」という）をもとに、<u>甲および受検者等を識別、特定できないように加工、集計した統計データ、属性情報等を作成し、当該統計データ、属性情報等を何らの制限なく利用することができ、甲はこれを承諾する。なお、当該利用は、乙の顧客への提案および報告、広報、宣伝、分析および研究ならびに乙の本サービスおよび新規サービスに関する検討および開発のために行われる利用を含むが、これらに限られない。</u></p>	<p>より詳細に記載</p>	
第 20 条 1 項	<p>乙が、本サービスの提供に関して、故意または重過失により甲に損害を与えた場合、その直接かつ通常の損害を賠償する義務を負う。ただし、当該損害賠償義務は、第 8 条に定める利用料金を賠償金額の上限とし、</p>	<p>乙が、本サービスの提供に関して、故意または重過失により甲に損害を与えた場合、その直接かつ通常の損害を賠償する義務を負う。ただし、当該損害賠償義務は、<u>当該損害の直接の原因となった本サービスの利用</u></p>	<p>より正確な表現に修正</p>	

		本ツールの実施後 1 年間に限り効力を有する。	料金を賠償金額の上限とし、当該損害の直接の原因となった本ツールの実施後 1 年間に限り効力を有する。	
第 20 条 2 項 5 号	通常講ずべきコンピュータウイルス対策では防止できないウイルス被害により、本サービスの提供に障害が発生し、本サービスに関するデータが変更、消去される等の損害が甲に生じた場合		乙が本サービスにおいて通常要求される程度の合理的な措置を講じていたにもかかわらず、甲または第三者の責めに帰すべき事由（①ウイルスによるサーバダウン、システム障害およびデータの流出・損壊、②ハッキングによるサーバダウン、システム障害、データの流出・損壊および誤った情報の掲載、③プロバイダのダウン、④甲の操作ミスによるデータの流出・損壊および誤った情報の掲載ならびに⑤システム環境の変化による障害および本サービスにかかるシステムの瑕疵等を含むがこれらに限られない）により、甲に損害が生じた場合	より詳細に記載
第 20 条 2 項 6 号	乙が、甲に対してインターネット回線を用いて本サービスを提供する場合に、回線の混雑、回線障害、通常講ずべき対策では防止できないコンピュータ機器の障害等により、甲が本サービスを利用できない場合		乙が、甲に対してインターネット回線を用いて本サービスを提供する場合に、甲が乙の指定したシステム環境を整えないこと、回線の混雑、回線障害、通常講ずべき対策では防止できないコンピュータ機器の障害等により、甲が本サービスを利用できない場合	免責事由を追加
(新第 22 条)	—		<u>（反社会的勢力の排除）</u> 1.甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。 (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 2.甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。	・第 10 条 10 項および 11 項を、甲乙双方の確約となるよう修正 ・本条の追加に伴い、次条以降の条文番号を変更（条文番号の変更のみについては、以下、記載を省略）

			<p>(1)暴力的な要求行為</p> <p>(2)法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為</p> <p>(5)その他前各号に準ずる行為</p>	
	第 22 条(新第 23 条)1 項	<p>乙は、甲に以下の各号に該当する事由が生じた場合、第 4 条に基づき成立した契約を解除することができる。ただし、当該解除の効力は将来に向かって生じるものとする。</p> <p>(1)本約款等に違反したとき</p> <p>(2)乙が、乙の定める取引基準に合致しないと判断したとき</p> <p>(3)支払を停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき</p> <p>(4)公租公課を滞納したとき</p> <p>(5)差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力による処分を受けたとき</p> <p>(6)破産、民事再生、会社更生の申立がなされたとき</p> <p>(7)信用に不安が生じたとき</p>	<p>甲および乙は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、第 4 条に基づき成立した契約を解除することができる。ただし、当該解除の効力は将来に向かって生じるものとする。</p> <p>(1)相手方が本約款等に違反したとき</p> <p>(2)乙が、甲について、乙の定める取引基準に合致しないと判断したとき</p> <p>(3)相手方が支払を停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき</p> <p>(4)相手方が公租公課を滞納したとき</p> <p>(5)相手方が差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力による処分を受けたとき</p> <p>(6)相手方に破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立がなされたとき</p> <p>(7)相手方の信用に不安が生じたとき</p>	<p>・2 号を除き、甲乙双方の解除事由となるよう修正</p> <p>・6 号をより正確な表現に修正</p>
	第 23 条(新第 24 条)	(準拠法および管轄)	(準拠法および管轄裁判所)	より正確な表現に修正
WEB テスティングサービス利用個別約款	第 3 条 1 項	甲は、本ツールに関する受検者等向け利用規約に同意した受検者等に対し、本ツールを実施することができる。	本ツールに関する受検者等向け利用規約がある場合、甲は、当該利用規約に同意した受検者等に対し、本ツールを実施することができる。	本項の適用を、受検者等向け利用規約がある場合に限定
	(新第 3 条 5 項)	—	乙は、甲より個人情報の取り扱いの委託を受けて行う業務の一環として、受検者等の禁止行為に対する確認・是正および確認・是正のための受検者等への連絡・アクセスを行うことがある。	委託業務の一環として当社が受検者等への連絡・アクセスを行うことがある旨を追加
テストセンターサービス利用個別約款	第 3 条 2 項	甲は、受検者等に対し、乙が定める所定の手続に従って乙が提供する本テストを受検等し、採点結果を甲に報告するよう指示する。	甲は、受検者等に対し、乙が定める所定の手続に従って乙が提供する本テストを受検等し、 <u>回答内容およびその付帯情報（以下あわせて「受検結果」という）</u> を甲に送信するよう指示する。	より適切・正確な表現に修正
	第 3 条 3 項	受検者等は、乙の定める方法によりテストセンター ID 等（次条 1 項に定める）を取得して本テストの受検予約を行い、テストセンターにて本テストを受検等する。乙は、本テストの採点結果を甲に報告するものとする。	受検者等は、乙の定める方法によりテストセンター ID 等（次条第 1 項に定める）を取得して本テストの受検予約を行い、テストセンターにて本テストを受検等する。乙は、 <u>甲からの委託に基づき、本テストの受検結果を受</u>	より適切・正確な表現に修正

			領し、これを採点処理した採点結果を甲に報告するものとする。	
第3条5項	受検者等は、乙が別途提供する特定の適性検査等を受検等していた場合、テストセンター I Dの有効期間内において、新たに本テストを受検等することなく、乙に対し、乙が保管する前回の適性検査等の採点結果を本テストの結果の一部として甲に報告するよう指示することができる。乙は、当該採点結果を甲に報告する際、当該採点結果が新たに受検等した本テストの採点結果であるか、前回の適性検査等の採点結果であるかは報告しないものとする。	受検者等は、乙が別途提供する特定の適性検査等を受検等していた場合、テストセンター I Dの有効期間内において、新たに本テストを受検等することなく、乙に対し、乙が保管する前回の受検結果を本テストの結果の一部または全部として甲に送信するよう指示することができる。乙は、採点結果を甲に報告する際、当該採点結果が新たに受検等した本テストの採点結果であるか、前回の受検結果を採点処理した採点結果であるかは報告しないものとする。	より適切・正確な表現に修正	
第4条	<p>(テストセンター I D等の管理)</p> <p>1.甲は、受検者等に、テストセンター I D・パスワード(以下あわせて「テストセンター I D等」という)を<u>厳重に管理させる義務を負い、第三者に譲渡、貸与、開示等させてはならない。</u></p> <p>2.乙の責に帰すべからざる事由により、第三者が甲のテストセンター I D等を用いて本テストを受検等した場合、乙は、当該受検等が当該受検者等によるものとみなす。</p> <p>3.乙は、テストセンター I D等が不正に利用されている疑いがある場合、<u>当該テストセンター I D等を変更する</u>よう甲に求め、また当該テストセンター I D等の利用を一時的に停止することができる。</p>	<p>(テストセンター I D等の取扱い)</p> <p>1.甲は、受検者等に、テストセンター I D・パスワード(以下あわせて「テストセンター I D等」という)の<u>不正な利用、または第三者への譲渡、貸与、開示等をさせ</u>てはならない。</p> <p>2.乙の責に帰すべからざる事由により、第三者が<u>受検者等の</u>テストセンター I D等を用いて本テストを受検等した場合、乙は、当該受検等が当該受検者等によるものとみなす。</p> <p>3.乙は、テストセンター I D等が不正に利用されている疑いがある場合、当該テストセンター I D等の利用を一時的に停止することができる。</p>	<p>・1 項・2 項をより適切・正確な表現に修正</p> <p>・乙がテストセンター I D等の変更を求めているのは受検者等に対してであることから、3 項の該当の文言を削除</p>	